

議案第28号

小松島市立武道館条例の一部を改正する条例について

小松島市立武道館条例（平成4年小松島市条例第10号）を別紙のよ
うに改正する。

平成26年3月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市立武道館条例の一部を改正する条例

小松島市立武道館条例（平成4年小松島市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

使用区分		時間区分		午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5時	午後5時 ～午後9時 30分	午前9時 ～午後5時	午前9時 ～午後9時 30分	超過時間 1時間まで ごとに
		円	円	円	円	円	円	円	
全面 使用	武道 に使用 する場 合	入場料 の類を 徴収し ない場 合	電気を使 用しない 場合	1,350	1,800	2,000	3,600	5,600	450
			電気を使 用する場 合	1時間につき1,200円を加算する。					
		入場料の類を徴収する場合	13,860	18,480	20,790	36,960	57,750	4,620	
	武道 以外に 使用す る場 合	その他の目的に利用する場合	20,790	27,720	31,190	55,440	86,630	6,930	
営利又は営業のための宣伝を目的とみなす場合		51,980	69,300	77,970	138,600	216,570	17,330		
部分 使用	床面の2分の1以下を使用する場合		全面使用の場合について定められた使用区分に応じた使用料の額に100分の50を乗じて得た額 (100円未満の端数は、100円に切り上げる。)						
会議室			1時間600円						

備考

- 1 電気、水道及びガスを多量に消費する場合は、別に実費を徴収する。
- 2 利用者が本市以外の住民及び団体である場合は、2割増とする。
- 3 利用者が本市の住民であり義務教育終了前の者及び高等学校在籍の者である場合は、半額とする。

附 則

この条例は、平成26年6月1日から施行する。